

UIJ ターン就職促進採用 PR 動画制作支援事業補助金事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、UIJ ターン就職希望者を積極的に採用したい企業の働き手確保へ繋げることを目的とし、企業の魅力を伝える採用 PR 動画制作を行う市内事業者に対する「UIJ ターン就職促進採用 PR 動画制作支援事業補助金」(以下「補助金」という。)の交付について、室蘭市働き手確保支援事業補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の申請)

第2条 補助対象事業者は、補助対象事業を実施する年度(以下「基準年度」という。)の4月1日から翌年2月末日までの間に、補助金等交付申請書(共通様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、当該期間満了の日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)又は土曜日若しくは日曜日に当たるときは、その日後の休日、土曜日及び日曜日を除く最も近い平日を当該期間満了の日とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助金等交付申請額算出調書
- (3) 経費の配分調書
- (4) 予算書
- (5) 企業概要書、企業定款又は規約等の写し
- (6) 直近の収支決算書
- (7) 納税証明書
- (8) 絵コンテ等の制作動画の内容が把握できるもの
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、当該期間内であっても補助金事業が基準年度の予算に達し次第、受付を終了するものとする。

3 第1項の規定による申請は、次に掲げる補助対象事業者は行うことができないものとする。

- (1) 過去に当該補助金の交付を受けている事業者
- (2) 過去に室蘭市と連携し、企業採用 PR 動画を制作している事業者

(選考方法等)

第3条 補助金の交付に係る選考は、前条第1項の規定による申請を行った順に次に掲げる選考基準に基づき、書類審査及び補助対象事業者との面談により行うものとする。

- (1) 就職希望者に対し自社の仕事、採用 PR に関する事項が偽りなく伝えられる内容であること

- (2) 室蘭市の魅力が伝わる内容が盛り込まれていること
- (3) 動画の長さは 120 秒程度であること
- (4) 市内外の新卒及び中途採用者に向けて、UIJ ターン就職促進に関する継続した採用活動を複数行っていること

(補助金の交付決定)

第 4 条 市長は、前条の規定による選考を行い、補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知書（共通様式第 1 6 号）により、当該申請者に通知する。

(変更の届出)

第 5 条 補助対象事業者は、第 2 条第 1 項の規定による申請の内容に変更（軽微な変更を除く。）があったときは、速やかに補助事業等変更承認申請書（共通様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第 6 条 補助対象事業者は補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書（共通様式第 1 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 補助金等精算書
- (3) 経費の配分調書
- (4) 決算書
- (5) 契約書又は注文請負書の写し
- (6) 支払いを証明する書類
- (7) 完成動画データ

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。